

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

付則第2項を削り、付則第1項の項番号を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

対照表

改 正 案	現 行
付 則 (略)	付 則 <u>1</u> (略) <u>2</u> この条例は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

平成28年12月19日 原案可決